根本説一切有部における

帰依三宝について村本部一歩作音によ

佐々木教悟

義浄 (AD. 635~715)の撰になる「南海寄帰内法伝」(四巻)は、その序にかれ自身が

凡此所、論皆依,根本説

一切有部。

るものであり、さらにその律は有部の伝持せる十誦律とおおむね似てはいるが、細部にわたってはちがっているもの 鳥長那国 (Uddiyāna) および亀茲 (Kuci)、干闐 (Khotan) に雑え行なわれていたが、 び南海諸地域におこなわれていた四部 とのべていることからも知られるごとく、根本説一切有部 (Mūlasarvāstivādin) という一部派に依って論述されたも (Dharmaguptaka)、化地部 (Mahisāsaka)、迦摂卑部 (Kāsyapīya) などが、インドなどにはおこなわれずして、 Arya-Mulasarvāstivādin,聖正量部 Ārya-Saṃnatīya)の中の一部派であり、また有部より分出したとする法護 その根本有部(以下、根本説一切有部の略称としてこれを用いる)は、 義浄によれば、その当時、インドおよ (聖大衆部 Ārya-Mahāsāṅghika, 聖上座部 Ārya-Sthavira, 聖根本説 根本有部はそれらとも異な 一切有

であることが知られる。もちろんこの他に、その当時、インドおよび南海諸地域に大乗がおこなわれていたことは その大乗は中観、瑜伽の二種をいでなかったとするが、 義浄の大乗に関する定義は

若礼』菩薩「読』大乗経「名」之為」大。不」行』斯事「号」之為」小。

というのであるから、厳密にいえば、大乗小乗の区分定かならざるものがあったということができる。

部との関係については、すでに学者によって言語の変遷の上から、あるいは主として伝記文学の上から、② ところで、ここに注目すべきは義浄がもっぱら依拠したといわれる根本有部なる部派の性格である。 有部と根本有 あるい

た主として分派の系譜の上から、両者の本末関係が論ぜられていて、それらの諸説はいずれも参考に値するものであ

しかしながら、それらの研究によって、すべての疑問が解消したわけではない。これらの研究には、まだチベッ

問題には関心を示さない。たとえば、 1 訳の文献が渉猟されていないために、何故にチベットにおける律が根本有部律のみとなっているのか、そのような 根本有部はマトゥラー(Mathurā)を中心とした後期の展開であるとしても、

のような点についても未審のままである。いずれにしても根本有部のすぐれた律僧であったマトゥラー出身のグナプ 根本有部の持律師にしてカシミール(Kaśmir)の地で活動した人が多いが、これをいかに理解したらよいのか、

れるのである。 ラバ (Guṇaprabha徳光) ٢, かれのヴィナヤスートラ (Vinayasūtra 律経) の系統をあきらかにすることがのぞま

- 註① Lin Li-kouang: Introduction au Compendium de la Loi, paris 1949, pp. 198-201
- 岩本裕「Sarvāstivādin と Mūlasarvāstivādin— -Sroṇakotikaraṇa の伝記をテーマとして――」干潟博士古稀記念論文集
- 塚本啓祥「初期佛教教団史の研究」四四七頁

印佛研五の一

「ハルシヤ王の治世におけるマトゥラー佛教の動向」

閲者もしくは刊定者などの名があげられるとともに、 在発表されつつある同じく「大谷大学図書館西蔵大蔵経丹殊爾勘同目録」 におこなわれているが、厳密な対照研究はまだおこなわれていないといってよい。しかしながら、その内容を一々点の に八部、 梵文はすくなくとも五種あり、 た徳光律師の著作になるもののうち、 しるされてあるものがあって、訳経史上において貴重な資料を提供するものといってよい。こころみにさきに一言し 検しての研究は、 現存するものでいえば一八部一九九巻を数えることができる。 さて、根本有部律については、 丹殊爾に四五部が収載せられている。これらの梵漢蔵三本のあいだのおおよその比定は、 とくにチベット訳には、それぞれの末尾に奥書 律の実際の運用面を記録した文献が存していて、その部派の性格を究明するにはきわめて好都合である。 すでに発表されている大谷大学の「大谷大学図書館蔵西蔵大蔵経甘殊爾勘同目録」(全三冊) 漢訳はすべて義浄の翻訳になるもので、経録の上からいえば一八部二○六巻を数え、 梵文資料、 律に関するものの奥書をあげてみるならば、つぎのごとくである 漢訳資料、 翻訳の年時あるいはその場処、さらに翻訳の際の諸事情などが チベット訳資料など豊富な文献が現存し、しかも『寄帰伝』 (colophon) がつけられてあり、そこには造者、 チベット訳は「北京版西蔵大蔵経」でいえば、 (第一分冊一九六五年刊) が果たすものと期 学者によってすで 訳者、 甘殊爾 校 現

その 関するものは、 一蔵大蔵経のなか徳光の造とされているものは、 つぎの四部である。 は 「菩薩地註」、 No. 5546は「菩薩戒品疏」、No. 5568は「五蘊詳釈」、にして、まさしく律に およそ七部 (No. 5545, 5546, 5568, 5619, 5620, 5621, 5624) であるが、

「o. 5619 Ḥdul-baḥi mdo Vinayasūtra 律経

聖根本説一切有部の大持律師、婆羅門の阿闍梨尊者 Yon-tan hod (Gunaprabha) 妲。 妙自在主 Dpal Lha-btsan-

po の勅命によって聖根本説一切有部の持律師にしてカシミールの毘婆沙師なる Jinamitra と大校修訳官大徳

Kluhi rgyal-mtshan とが訳、閲、刊定した。

(Zu 1, 1-109 bs 二七○○の偈頌よりなり、九章に分かれている。漢文目録題名「定律本経し)

No. 5620 Las brgya-rtsa-gcig-pa Ekottarakarma-śataka 百一羯磨

(Zu 2. 109 b-298a ≡七○○の偈頌よりなり、九章に分かれている。 奥書は No. 5619 と全同 漢文目録の題名「律儀手受刊定百一羯磨」、これは義浄

NO. 5621 Ḥdul-ba mdoḥi ḥgrel-pa mnon-par brjod-pa ran-gi rnam-par bśad-pa shes-bya-ba Vinayasūtra-「根本説一切有部百一羯磨」十巻に比定されるものである)

vṛtti abhidhāna-svavyākhyāna-nāma 律経註現説自解説

これは王中の王 Śrī Śilādityadeva (Harṣavardhana) が広大な領土を支配して王位についた年に、Dpal Siñā の大伽藍において書写された。 インドの親教師班抵達 Alankadeva と大校修訳官 Tshul-khrims ḥbyun-gnas ・トゥラー国の聖根本説一切有部の Mahāvādakarṣabha なる阿闍梨 Yon-tan ḥod (Guṇaprabha)

れている。なお奥書にさらに附加された奥書があり、そこには Vinayasūtravṛtti Māthurī nāma 律経註摩頭羅所属と名づけ (Ḥu 1-328 a⁵, Yu 1-342 a° これは No. 5619 の自註にして一四、○○○頌よりなる。 sbas-pa との二名が Sgyeḥu-ri の麓の Chos-skor dben-tsha の伽藍において訳した。 漢文目録題名は「毘尼経解自演」とさ

るもの、としるされている)

No. 5624 Ḥdul-baḥi ḥgrel-pa Vinayasūtra-vṛtti 律経註

多聞にして有徳の阿闍梨 Yon-tan-gyi hod thams-cad yod-par smra-ba-pa(Sarvāstivādaguṇaprabha) 造。

訳者欠

(Su. 1-429 a。漢文目録題名は「毘尼経小疏光明徳」となっている。 これはチベットの目録にも徳光に帰せられてはいるが、

上掲の奥書とは、すこしその書き方を異にしており、漢文目録は番本なりやを疑っている)

朝讃」 の感化影響を受けたものとかんがえられる。 世音菩薩を礼拝したり、 は正量部の教義に善く通じていたとされている。 前掲の いっている。 つつも形式にとらわれず、 しながら、 ンドゥ であったが、 西域」 ある面ではきわめて大乗に近いものがあるとみられるふしがある。 インドの中原に君臨し、 教徒であったが、その晩年において熱心な佛教徒であったことは、 (Suprātaprabhāta-stotra Otani No. (Rājyavardhana) Otani AD. 巻五ならびに「慈恩伝」巻五の記述によれば、 徳光を師匠としたということが事実であったとするならば、 ターラナータの「インド佛教史」によれば、 その点はバーナ 606~646) は無遮大会(五年大会 Panca-varşika-parişad)を催し、 自ら佛教のおしえを聴聞した人 の奥書が傍証となるものといってよかろう。 ハルシャ王が初めはシヴァやスーリヤを崇拝する 2057)中国の玄奘三蔵を大乗僧として厚く遇したという行為などによっての見解とみられる。 現実に即して精神を生かそうとするものにして、 ŧ なる讃頌などが存することによっても知られる。 (Bāṇa) 妹のラージュヤシュリー(Rājyaśrī)も、 一時は西インド全体をも支配した戒日王(Śilāditya)すなわちハルシャ王 のハルシャチャリタ のちにも関説するごとく、 2056) ならびに「八大霊塔梵讃」(Astamahāsthānacaityavandanā-一説には王自身は大乗佛教を信仰したといわれているが、 かれが師匠として敬った阿闍梨は、 カナウジ (Harṣacaritaハルシャ王行伝) (Kanauj) とターネサル (Thaneswar) 根本有部の立場はあくまで経律儀軌を尊重し 王はおそらく根本有部のおしえを通して佛教 自作の詩としてかれに帰せられている「晨 ともに佛教徒であったといわれ、 讃佛乗 またハルシャ王の兄のラージ (Stotrayāna) によっても明かでないが 前述の徳光であったと の影響を受けてお それは観 とくに妹 (Harşa-ヤヴァ しか

根本有部の律は、 ずれにしても七世紀ころのインドにおいて、ハルシャ王の支配地域に根本有部は行なわれていたのであり、その 北方のカシミールにも普及し、さらにネパールにおいても、 またトカーラにおいても伝持されたこ

占められていたことをのべている。おそらく七世紀の後半ごろは、 おそらくこの記録には根本有部の特色とみなされるものがふくまれているに相違ない。 せる諸寺においてその律を熱心に学んだのであろう。 アジア一帯にかけてこの部派が風靡していて、義浄はその旅行のさきざきで実際にその模様を見聞し、かつその止宿 と雑え行なわれており、さらに南海諸洲にあっても、 よくおこなわれており、北インドにあっても大半の僧伽がこの部派に属していたという。 であったことは当然のことであった。義浄によれば、根本有部はその当時マカダ地方では他の三部に比してもっとも ところで、ちようどこの時期に義浄は律を求めてインドに旅行したのであるから、かれが入手した律が根本有部律 一部には大乗佛教がおこなわれていたが、大部分がこの部 「寄帰伝」はそのことをおもわしめずにはおかない記録である。 カシミール、ネパールをふくむインド全域から南 この観点から、 また東インドでは他の三部 それに該当す

① 平川彰「律蔵の研究」六八頁以下

るとおもわれるものを若干とりあげてみたい。

西域記巻五、大正五一、八九五中

2

- 慈恩伝巻五、大正五〇、二四六上—。
- (5) 4 慈恩伝巻五、大正五〇、二四七中、 Sylvain Lévi: L'Inde civilisatrice p. 218. 寺本婉雅訳註 「ターラナータ印度佛教史」一九四頁
- 6 Sachchidananda, Bhattacharya: A Dictionary of Indian History, p. 410
- 批著「南海寄帰伝講要」一七頁以下

=

(-)従,那爛陀,東行五百駅。 皆名"東裔"。乃至"尽窮'有"大黒山"。計当"土藩南畔"。 伝云是触川西南。 行可"一月余

この割註はナーランダより東の辺境の諸国として、 Old Prome) 便達,斯嶺。 |悉極遵"|三宝。多有"持戒之人。乞食杜多是其国法。 西方見有実異"常倫。(序、大正五四、二〇五、中、 次此南畔。逼』近海涯,有』室利察咀羅国。次東南有』郎迦戍国。次東有』社和鉢底国。次東極至』臨邑国。 郎迦戍国 (狼牙脩 Langkasuka マラヤの東海岸 Patani 附近、ときには西海岸 Kedah 地方をふくめていう)、 順次に室利察咀羅国 (Srīkṣetra ビルマの Irrawaddy 八、割註 河中流の

アジア諸国の模様は有りふれた仕方とは異なっていたことをのべたものである。 のべ、そしてそれらの諸国の住民はことごとく三宝を敬い、 社和鉢底国 (頭陀支 dhutaṅga)を行ずることが、その国のならいであった。 これに似たことはインドにも見られたが、 トナムの南東岸)をあげ、これらの諸国には、大衆、上座、 (Dvāravatī タイの Me-nam 河下流の Ayudhyā から Nakon-Pathom にかけての地)、臨邑国 (Champa 南ヴ 根本有部、正量の四部がまじえ行なわれていたことを 持戒の人多く、 また出家としては行乞をなし、

この他に五ヶ所存する。 ところで、この三宝に遵うということに関して、「寄帰伝」においてまさしく三宝なる語を用いているところは、

号曰,真訶哥羅,即大黒神也。 古代相承云。是大天之部属。 性愛,三宝。護,持五衆,使,無,損耗。 (九受紊軌則)

二〇九、中、二三

ることをのべたもので、それはかの大黒神が三宝を愛し、出家の五衆を護持するという性質を有するからであると これはインドの諸大寺において、 食厨の柱側に、あるいは大庫の門前に木彫の大黒天 (Mahākāla) が祀られてい

ここにいう大己苾芻とは、先受戒者のことで、法臘の上なる比丘のことである。 佛言。 有,二種,応,礼。所謂三宝及大己苾芻。 (三十三尊敬乖式、二二八、上、二五)

している

(एप)

徹信,二宝,諦想,二空。(三十四西方学法、二二九、上、二一)

これは文法学者伐撥呵利 (Bhartrhari 五世紀後半) の徳を称揚してのべるところに出てくる文である。

知 仰蒙,三宝之遠被。(三十四西方学法、二二九、下、二四)

出てくる文である。 これは義浄が三宝の冥護のもとに、インドの佛蹟を巡拝し得た喜びをあらわしつつ、自らの行履をのべるところに

(六) これは義浄の軌範師であった慧習禅師の励ましのことばとしてあげたものである。 汝可,務紹。隆三宝,令。使不,絶莫,殺。心於百氏,而虚棄。一生。(四十古徳不為、二三三、上、一二)

ジナプトラ mchog gsum-la bkra-śis-kyi bstod-pa, Triratnamangala-stotra, Otani No. 2030) 巻一、巻三には「三宝崇敬」とある。ところでかような三宝崇敬は三宝に対する礼讃というかたちで、きわめて顕著 は、「三宝讃」 (Dkon-mchog gsum-la bstod-pa, Triratna-stotra, Otani No. 2035) および「三宝吉祥讃」 (Dkon-に普及せしめていった一つの流れを認めることができる。 すなわち紀元二世紀ごろに活動したアシュヴァゴーシャ いっても過言ではない。これを遊歴伝で拾うならば、 ratanattaya の訳語として通用しているからである。 (Aśvaghoṣa 馬鳴) を祖とする讃佛乗派の系統である。この派に属するマートリチェータ いる。さらにまたそれは根本有部律以外の他律にも、 も「帰依三宝受持五戒」 としてあげられている。 そしてこのような用語は、 上述せる箇処以外にも屢々用いられて 依三宝」としてあげられてあり、 また同じく 「根本説一切有部毘奈耶雑事」 巻一六(大正二四、二七七、下、三行)に には「敬信三宝」として、また同じく「根本説一切有部毘奈耶破僧事」巻一一(大正二四、一五七下、二五行) 以上、あげたごとき三宝なる語は、 (Jinaputra) による注釈 (Otani No. 2036) も存する。 義浄の訳出なる「根本説一切有部毘奈耶薬事」巻一(大正二四、三中、二九行) ほぼ同様に用いられている。すなわち、三宝は原始経典以来の 「法顕伝」摩掲陀国の条には「三宝信重」とあり、 「帰依三宝」もしくは「三宝供養」等の語は随処に見られると また「三宝讃」に関しては、 の作品があり、 (Mātrceta なおこの他にヴァ 前者に対しては 摩咥里制 「西域記 には「帰

スバンドゥ 帰依三宝ないしは三宝供養の思想を一層さかんならしめる一つの要因になったのでないかとかんがえられる。⑤ (Vasubandhu 世親) に帰せられているものも存在している (Otani No. 2037)。かような讃頌文学の出現

おもうに前掲のごとく「寄帰伝」に、「並悉極遵』三宝」とその当時の模様をのべるその背景には、 讃佛乗派の影

響があったとみることはできないであろうか。

② 法顕伝、大正五一。八六五下

水野弘元編

「南伝大蔵経総索引」

第一部上巻一七五頁、三二六頁

-) 西域記巻一大正五一、八七○上、同巻三、大正五一、八八六中
- 拙稿「クシャーナ時代における佛教の一考察」大谷大学研究年報第十集、一八五頁以下
- (5) śataka of Mātṛceṭa, Introduction p. 3. 奈良康明「佛教詩人マートリチェータの思想的立場」印佛研二―一参照。 cf. D. R. Shackleton Bailey: The Satapañcã-

四

帰依ということを、のべている点がとくに注意される。 さて「寄帰伝」にあっては、上にあげた三宝なる語にかえて三尊の語を用いて、 三尊に対する敬い、三尊に対する

□ 四儀無ュ累三尊是親。(十八便利之事、二一八、下、二九)

臥 解纜鈔」巻五によれば、「三尊三宝。可」尊故名。」とのべている。すなわち、身根静まり、心浄かなれば、 の四威儀がみだされることなく、つねに三宝が親しまれることになるという意味である。 行住坐

詳夫修敬之本無、越,三尊。契想之因寧過,四諦。(三十一灌沐尊儀、二二六、中、一一)

には、 |解纜鈔||巻六によれば、「標』三宝、発、端也」といい、契想とは観慧を意味するとなす。おそらくこの文章の背後 かの「薬事」巻八に

爾時婆羅門既聞、是已。 生。信敬心。 世尊知。彼意楽随眠。応、機為説。四聖諦法。 広説如、前。 無始積集薩迦耶見。 以"智慧杵」而摧"破之"。 現,証初果,唱言。我入,預流,我今尽,寿帰,依佛法僧宝,受,五学処。為,鄔波索迦,

とのべるごとき文意が伏在するものとおもわれる。

所誦之経多誦。二啓。乃是尊者馬鳴之所。集置。初可。十頌許。取。経意,而讃。歎三尊。(三十二讃詠之礼、二二七、

これはかの「佛所行伝」(Buddhacarita)なる佛伝の造者として名高いアシュヴァゴーシャ長老が集め置いたとい フランス語訳があるが、 それによれば、 ここなる三尊を Trois Bienheureux と訳して、 その註記に Amitābha う「三啓経」の初段に三宝に対する讃歎がなされていることをのべたものである。この「讃詠之礼」の章に対して (弥陀) Avalokiteçvara (観音) Mahāsthāma(勢至) としている。しかしながら、たといそのような意味と

ここの三尊が三宝を意味していることは明白である。すなわち、「根本説一切有部百一羯磨」巻一には して Cowell によって引用されているとしても (S. B. E., Vol. Xlix, P. ix)、「寄帰伝」の英訳者が指摘するごとく、④

とあり、その対応チベット訳なる Las brgya-rtsa gcig-pa (Ekottarakarmaśataka) にも 阿遮利耶存念。我某甲始終今日。乃至命存。帰"依佛陀両足中尊,帰"依達摩離欲中尊,帰"依僧伽諸衆中尊,

rnams-kyi mchog saṅs-rgyas-la skyabs-su mchiḥo || ḥdod-chags daṅ bral-ba-rnams-kyi mchog chos-la skyabs-su btsun-pa dgons-su gsol | bdag min ḥdi shes bgyi-ba dus ḥdi nas bzun ste ji srid ḥtsheḥi bar-du | rkan gñismchiḥo || tshogs-rnams-kyj mchog dge-ḥdun-la skyabs-su mchiḥo |

とあって一致している。

ところで、 かの根本説 切有部系統の梵文資料といわれている「翻訳名義大集」(Mahāvyutpatti)には、® 三帰依

çaraṇam gacchāmi agryam (帰依佛陀両足尊); Dharmam çaranam gacchāmi virāgāṇām agryam (帰依達摩離欲中尊); Samgham る僧伽も「福田功最勝」なるものである。そこで「正信三宝尊」なる語も用いられることになる。 それは佛陀に他ならぬのである。また離欲に関しても、同じく「薬事」巻一五に「聞佛心離欲 具円満 tshogs-kyi になっているのみである。この中、両足尊に関しては、「薬事」巻八に「刹利承嫡者両足中最尊 のと一致している。 因発菩提心」であるごとく、離欲 得在天人上」とあるごとく、 ただわずかに*印を付せる部分 bral-ba-rnams-kyi が gaṇānām agryam 明 (vidyā) と行 (caraṇa) とを具足せる (sampanna) (virāga) の徳用を具有するものが正法であり、 (帰依僧伽衆中尊)とあって、 上掲チベット訳のイタリッ bral-baḥi に tshogs-rnams-kyi が さらにその正法を修得 ものは最尊であり、 広説酔象縁厭離貧 クにて示せるも 明行

ことをのべている。 aggo virâginaṃ/Saṃgho ca puṇṇakkhettaggo, tiṇi aggā sadevake// をあげて、そこに同一の思想のみられる 英訳は註記において Dipavamsa XI, 35 のアショーカ王の言葉なる Buddho dakkhiṇeyyân' aggo, Dhammo

(四) 先令"敬"信三尊,孝*養父母,。 (三十二讃詠之礼、二二七、下、一七)

之要、諸戒之基本。」とのべているが、ここにいう先とは、 本のごとく供養父母となすのが適当とかんがえられる。「解纜鈔」は「供養父母世間最勝之福。」とのべている。 ることがあげられていることを指すのである。また大正蔵経が校訂して孝養父母となすのは、 「解纜鈔」巻六(四六四)によれば、 「先令言示,入道初要,故云、先。使,被勿,無他意,故云,敬信三尊。三帰是入道 直前にあげる龍樹の「密友書」の最初に三宝に帰 むしろ宋、 元、明三

田 敬,重三尊,多営,福業。(三十四西方学法、二二九、上、一)

これは Pāṇini たんなる学者ではなく、敬虔な信仰の人でもあったことをのべるものである。 Sutra に対する注釈 Kāśikāvṛtti を造った文典家ジャヤーディトヤ (Jayāditya 闍耶昳底)

から

(六) 尽,形寿,以要,心帰,敬三尊。契,涅槃,而近,想。斯其次也。 (三十五長髪有無、二三〇、上、一五)

出家して具足戒を守持するものを上とするが、在家生活をなしつつも八戒を守持するもののありかたをのべ、それ

以上が「寄帰伝」において三宝ならびに三尊の語を用いている箇処であるが、英訳者は七回のうち二回を除いて五 はその次に位すべきものでまた佳であるといっている。

回は三尊を用いているというが、仔細に点検すれば、上の如く一一回のうち、三宝が五回、三尊は六回となっている。

このような事実は、帰依三宝の思想が風靡していたことを物語るものであろうが、三尊なる語がすでに早くより他に

おいても用いられていたとしても、とくに帰依佛陀両足中尊などのかたちであげられるのは、根本有部の特色でなかい。 ったかとおもわれる。そしてその三尊に対する帰依の意味は、 「雑事」巻二六のつぎのごとき偈頌によって明らかに

されているとかんがえられる。

衆人怖、所、逼

多帰,依諸山

園苑及樹林 制底深叢処

此帰依非、勝 此帰依非、尊

不、因"此帰依" 能解"脱衆苦"

於"四聖諦中' 恒以,慧観察諸有帰"依佛! 及帰"依法僧!

知,八支聖道: 趣,安隠涅槃:知,苦知,苦集; 知,永超,衆苦

必因"此帰依" 能解"脱衆苦此帰依最勝 此帰依最尊

註① 根本説一切有部毘奈耶薬事巻八、大正二四、三六下一三七上

- 正二四、二八七上、西本龍山「四分律比丘戒本講讚」九九頁、平川彰「律蔵の研究」七八〇頁 根本薩婆多部律摂巻七、大正二四、五六七、中、下、根本説一切有部毘奈耶雑事巻四、大正二四、二二三中、同巻一八、大
- 3 Huitième série Tome XII, 1888, p. 417. Deux chapitres extraits des Mémoires d'I-Tsing sur son voyage dans l'Inde par M. Ryauon Fujishima, J. A.
- 4 transl. J. Takakusu, p. 160. A Record of The Buddhist Religion as practised in India and the Malay Archipelago (AD. 671-695) by I-Tsing
- (5) 根本説一切有部百一羯磨巻一、大正二四、四五六上、四行目、同中一六行目、四五九下二五行目にも同文あり。
- © Otani No. 5620, Zu, 111 b, 1. 2, 113 a, 1. 5, 113 b, 1. 3
- 平川彰「律蔵の研究」九八頁
- 根本説一切有部毘奈耶薬事巻八、大正二四、三四下 梵蔵漢和四訳対校翻訳名義大集、 五五八頁—九頁 \$ CCLXI, 8688, 8689, 8690, 8691
- Manuscripts Vol. III, Part 3, p. 前同巻一五、大正二四、七三下。 この離欲に関しては、「黄赤比丘事」にその説明がある。 Pāṇḍulohitakavastu(Gilgit . 54)
- ⑪ 前同卷一二、大正二四、五二中 ⑫ 前同卷一五、大正二四、七三下
- A Record of the Buddhist Religion, p. 161 f.
- op. cit., p. 160 f.

14

- (15) 「自帰」三尊。最吉最上。唯独有」是度1一切苦。」法救撰、 呉維祇難等訳 「法句経」一九二偈
- 殷 根本説一切有部毘奈耶雜事巻二六、大正二四、三三三上

五

いた旨をのべているが、その讃詠とは佛徳を讃歎した偈頌、 義浄は「三十二讚詠之礼」において、その当時のインドおよび南海の地において、僧徒たちが盛に讚詠を行なって あるいは三尊の徳を讃歎した偈頌を高声にて節をつけて

唱えることである。

ちに比 元来、 丘 佛教の僧伽にあっては、 が歌詠の声で説法することは許されていた。許されてはいたが、 比丘や沙弥自身が歌唱をなすことを禁じていた。® 次の如き五つの過失があるといわれる。 過差なる歌詠の声にて行なうことはかたく しかしながら、 布薩 の際に長者た

便自生,貪著,愛,楽音声

ましめられた。すなわち、過度なる歌詠の声にて説法を行なうならば、

其有、聞者生,貪著,愛,楽其声。

(**三**) 其有、聞者令,其習学。

(Hi.)

若在"寂静之処,思惟。縁、憶,音声,以乱

(四) 諸長者。 聞皆共譏嫌言。 我等所習歌詠声。比丘亦如、是説法。 fi. 禅 定② 便生,慢心,不,恭敬。

ってのみ吟詠の声にて作すことを聴されたというのである。 中は音声喧雑の状を呈した。そこでこころある比丘がその旨を世尊に申しあげると、二事を除いて作すべからずと、 のである。 諸聖衆も吟詠の声を作して経典を読誦することの聴許をこうた。そこで世尊は黙然としてこれを聴したもうたという 瀉棗して之を異器に置くような調子であるのとくらべて深く感ずるところがあった。そこで世尊にその旨を申しあげ、 吟詠の声調で音詞愛すべきものがあり、 これを禁止された。その二事とは、大師 ものとおもわれる。 ていたというのは、 極的となって「不閑声韻」とならざるをえないであろう。 たとい説法をなす際であっても、 しかるに、そのことがあってから読経から請教白事にいたるまで吟詠の声でなされるようになり、 すなわち、 1 かなる根拠によるのであろうか。この点については、「雑事」巻四の記述が、 あるとき給孤独長者(Anathapindika)が路傍で諸外道が誦経している声を聞くに、 かような過失があげられていましめられたとすると、 佛教の諸聖衆が声韻を閑わずして句を逐い文に随う誦経の仕方が、さながら (佛) の徳を讃ずる場合と、三啓経を誦する場合とで、この二つの場合に限 しかるに、根本有部にあっては、 根本有部において讃詠が用いられたのは、 誦経の際にもおのずから消 つとめて讃詠が行なわれ その解明をなす おそらくかよ 伽藍の

シャ、Bhāṇavāra 致したためか、 他の部派の僧伽においても用いられることになったとかんがえられる。 うなことがそのよりどころとなっているのであろう。そしてそのことは歌詠を好むインドや南方の諸民族の風尚に合 (読誦品) が編纂せられ、やがてそれぞれの僧伽で独自の声調を有する吟詠法がおこるにいたるこ 後世のセイロン上座部に お

とも充分に首肯できるのである。

思想学説の多くは、 gomin)の作品など、いくたのすぐれた讃頌を、 鳴 目したのであるが、このことは実践教学に関心をもつものにいくたの示唆をあたえるものとかんがえられる。 る点が看取されるのである。いまは根本有部における讃佛思想がまた三宝崇敬というかたちであらわれている面に おもわれる。そしてそのような寛大にして積極的な姿勢は、この部派が律を重んずる部派とはいうものの、またその ところで根本有部がとくに讃詠をおもんじたとみられる理由は、義浄があげているような、龍樹をはじめとして馬 摩咥里制多、 陳那、 - もちろん説一切有部のものを継承しているとはいうものの、大乗の影響を受け大乗に近づいてい 釈迦提婆 (Sakyadeva) に帰せられる各作品、 前述のいわゆる大師の徳を讃ずるものとして用いたところにあると ならびに戒日王の作品、 月官大士 (Candra-

註 覚観。四常為1貪欲1覆」心。五令+諸年少聞常起1愛欲1反+道故。」と述べている。 釈氏要覧巻中(大正五四、二八〇下)には「若今唱曲子之類也。 律云。有"五過?一使"自心貪?二令"他起,著。

- ② 四分律、説戒犍度、大正二二、八一七、上一中
- ④ 拙稿「南伝佛教の一様相」大谷学報二八ノ二、四四頁 ③ 根本説一切有部毘奈耶雑事巻四、大正二四、二二三中